

伊予市集会所整備事業分担金徴収条例

平成 21 年 6 月 25 日

条例第 31 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、市が行う住民自治活動の拠点となる集会所の新築、改築及び増築（以下「集会所整備事業」という。）に要する費用に充てるため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 224 条の規定に基づき、分担金の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(分担金の納付義務者)

第 2 条 分担金の納付義務者は、当該集会所整備事業により利益を受ける法第 260 条の 2 第 1 項に基づき認可を受けた地縁による団体の構成員又は伊予市住民自治活動支援規則（平成 19 年伊予市規則第 46 号）に基づき認定された住民自治組織の構成員（以下「受益者」という。）とする。

(分担金の額)

第 3 条 分担金は、別に定める基準により算出した事業費に、100 分の 40 を乗じて得た額に関係法令に基づく手数料等を加算した額とする。

(分担金の徴収方法及び納期)

第 4 条 市長は、前条の分担金の額を決定したときは、分担金の額、納期限等を受益者に通知し、徴収するものとする。この場合において、市長が特に必要と認めるときは、受益者の代表者から一括して徴収することができるものとする。

2 分担金の納期は、納入通知書を発した日から 20 日以内とする。

(分担金の減免等)

第 5 条 市長は、受益者が天災その他特別の理由により分担金を納入することができないと認める場合は、分担金の全部又は一部についてその徴収を延期し、又は分担金を減額し、若しくは免除することができる。

(延滞金の徴収)

第6条 第4条第2項に規定する納期限までに分担金を納入しない者があるときは、伊予市税外収入金の督促手数料及び延滞金徴収条例（平成17年伊予市条例第78号）の規定により、督促状を発し、延滞金を徴収することができる。

（委任）

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。